

センターのご利用について

最寄りの事務所・支所（開所日における受付時間 平日9:00～17:00 予約不要）まで直接お越しいただくか、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)を利用してみませんか



福島事務所 開所日 月 火 水 木 金

福島県郡山市方八町1-2-10 郡中東口ビル2階
※入居者用ではなくテナント用エレベーターをご利用ください

県北支所 開所日 月 火 水 木 金

福島県福島市栄町6-6 ユニックスビル3階

会津支所 開所日 月 火 水 木 金

福島県会津若松市追手町7-5
福島県会津若松合同庁舎新館 2階ミーティングルーム2

いわき支所 開所日 月 火 水 木 金

福島県いわき市平字小太郎町1-6
いわきセンタービル4階

相双支所 開所日 月 火 水 木 金

福島県南相馬市原町区本町2-1
南相馬市役所北庁舎2階

申立書を郵送する場合は
下記宛先までお願いします

〒105-0003
東京都港区西新橋1-5-13
8 東洋海事ビル 9階
原子力損害賠償紛争解決センター
東京事務所
(又は ADRセンター東京事務所)

原発事故による損害賠償について
「東京電力に請求してダメだったら、諦めるしかないのかな・・・」
と思いませんか？

中立・公正な国の機関が 無料で賠償額を算定し 話し合いによる解決の仲介をします

事故直後からの賠償も
第5次追補の追加賠償も
申立てができます

申立てを受けて
法律の専門家が
電話などで詳しい事情を
お伺いします

個別の事情に応じて
賠償の和解案を
提示します

約8割の事案が
和解に至っています



お問い合わせ先
文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター

フリーダイヤル
0120-377-155

(受付時間 平日10:00～17:00) 文部科学省HP ADRセンターHP



令和5年12月発行

もうひとつの選択肢 “ADR”









詳しくは、次のページをご覧ください

ADRセンターは どなたでもご利用いただけます

仲介費用無料

- 弁護士を立てずにご本人だけでも申立てができます。該当する項目にチェックを付けるなどして完成する、簡易な申立書の様式をご用意しています。
- 和解仲介の費用は無料です。 ※ご自身が送付する書類の郵送費用等は自己負担
- 東京電力と交渉中でも、既に東京電力との間で合意がある場合でも、申立てができます。
- 中間指針(国に設置された審査会が定める一般的な賠償指針)に明記されなかったものや東京電力の基準で賠償されなかったものについても、センターでは個別の事情に応じて、和解案を提示しています。
- 証拠の資料が手元に無くても、和解案が提示できる場合があります。
- 東京電力から提示のあった金額よりも低い和解案は出ません。
- 自治体と連携した説明会も随時開催していますので、ぜひご参加下さい。

賠償が認められた和解事例の一部を公表しています

 避難によって 家族が離れ離れに	 乳幼児の 世話をしながら 避難生活	 自家消費していた 野菜や米を作れなくなり 生活費が増加	 避難により 職を失った	 事業実態を 証明する書類が 無くなった
 自宅の 除染作業を行った	 農機具等の 価値を再算定	 避難でペットが 行方不明に	 墓石の修理費用や 移転が必要に	 直接請求した 営業損害を ADRで改めて算定

- 和解事例集を無料で配布しています。フリーダイヤルにお電話いただければお送りします。ADRセンターの事務所・支所でもお渡ししています。
- ADRセンターや文部科学省のホームページで和解事例を公表しています。



ADRセンターHP 文部科学省HP

(和解事例は申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用できる基準ではありませんが、ご自身の事例を検討いただく際の参考にさせていただきます。)

フリーダイヤル お問い合わせ先 原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター) 受付時間 平日10:00~17:00



0120-377-155

ADR (和解仲介) 手順の主な流れ

